

年金定期預金

平成30年4月2日現在

1. 商品名 (愛称)	・年金定期預金 (さんしん年金定期預金)
2. 販売対象 (1) 当金庫で年金をお受取りの方 (2) 当金庫で年金をご予約の方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫で国民年金、厚生年金、共済年金を受給している人または年金定期預金申し込み時に当金庫の口座に年金受給手続きを完了した個人とし本定期預金の預入期間中、当金庫で継続して年金をお受取りいただくことが条件。条件外となった場合は、預入時点の店頭表示金利を適用します。(個人事業主を含む) ・上記年金のお受け取りをご予約されている55歳以上の方で、当金庫を年金お受取り金融機関として指定し、年金裁定手続きを行っていただけの方。条件外となった場合は、預入時点の店頭表示金利を適用します。 <p>※「年金予約書」をご記入いただきます。 ※「年金予約書」をご記入いただいた1店舗のみのお取扱いとなります。</p>
3. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年 (定型方式、証書式) ・自動継続の場合は、元金継続のみ
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 ①当金庫で年金をお受取の方 ②当金庫で年金をご予約の方 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1円以上、ただし1人あたり500万円以内 ※予約時にお預けいただいた年金定期預金と合わせて500万円以内 ・1円以上、ただし1人あたり300万円以内 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の「スーパー定期1年の店頭表示金利+0.10%」の固定金利、預入時の利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	・マル優のお取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120 - 31 - 3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 5524 - 5671）にお申し出いただくことも可能です。 ・上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、②第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、③第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 <p>（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p>